

防衛省訓令第19号

海上自衛隊及び自衛隊海上輸送群の旗に関する訓令を
次のように定める。

令和7年3月21日

防衛大臣 中谷 元

海上自衛隊及び自衛隊海上輸送群の旗に関する訓
令

目次

第1章 総則

第2章 旗章の掲揚

第1節 通則

第2節 国旗の掲揚

第3節 自衛艦旗の掲揚

第4節 内閣総理大臣旗等の掲揚

第5節 指揮官旗の掲揚

第6節 先任旗の掲揚

第3章 満艦飾、艦飾及び電燈艦飾

第4章 雑則

附則

第 1 章 総則

(この訓令の趣旨)

第 1 条 海上自衛隊及び自衛隊海上輸送群において使用する旗章の種類、制式、掲揚方法等については、別に定めのある場合のほか、この訓令の定めるところによる。

(海上自衛隊及び自衛隊海上輸送群において使用する旗章)

第 2 条 海上自衛隊及び自衛隊海上輸送群において使用する旗章は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国旗
- (2) 自衛艦旗
- (3) 内閣総理大臣旗
- (4) 防衛大臣旗
- (5) 防衛副大臣旗
- (6) 防衛大臣政務官旗
- (7) 統合幕僚長旗

(8) 陸上幕僚長旗、海上幕僚長旗、航空幕僚長旗及び
統合作戦司令官旗

(9) 陸将旗、海将旗及び空将旗

(10) 陸将補旗、海将補旗及び空将補旗

(11) 代将旗

(12) 隊司令旗（甲）

(13) 隊司令旗（乙）

(14) 長旗

(15) 先任旗

2 天皇旗、摂政旗及び皇族旗の海上自衛隊及び自衛隊
海上輸送群における使用については、別に定める。

3 外国の旗章は、外国の祝日等に際して、満艦飾を行
う場合、礼砲を実施する場合その他陸上幕僚長又は海
上幕僚長が国際儀礼上必要と認める場合に使用するも
のとする。この場合において使用する旗章は、当該国
の軍艦旗とし、当該国に軍艦旗の制度がないときは、
その国旗とする。

4 統合作戦司令官旗及び第1項第9号から第14号ま

でに掲げる旗章は、「指揮官旗」と総称する。

- 5 第1項第3号から第11号までに掲げる旗章の序列は、記載の順序によるものとする。

(海上幕僚長旗等の制式)

第3条 海上幕僚長旗、指揮官旗（統合作戦司令官旗を除く。）及び先任旗の制式は、別図のとおりとする。

(定義)

第4条 この訓令において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「自衛艦等」とは、海上自衛隊及び自衛隊海上輸送群の使用する船舶のうち自衛艦及び支援船（無機力支援船、保管船及び次号に掲げる支援船を除く。）をいう。

- (2) 「短艇」とは、海上自衛隊の使用する船舶の支援船のうち、交通船及び機動船をいい、自衛艦等の搭載艇を含むものとする。

- (3) 「メインマスト」とは、自衛艦等の有するマストのうち最高のものをいい、高さの等しいマスト2以

上を有するものにあつては、そのうち艦尾又は船尾に最も近いものをいう。

- (4) 「航海中」とは、自衛艦等又は短艇が水上にある場合において、出港の時（投錨中の最後のいかりが水底を離れたとき又は係留用浮標若しくは陸岸等に係止中の最後のもやいを離したときをいう。）から入港の時（投錨した最初のいかりが水底に達したとき又は係留用浮標若しくは陸岸等に最初のもやいを係止したときをいう。）までの間をいう。

- (5) 「停泊中」とは、入港の時から出港の時までの間及びドックにある間をいう。

第2章 旗章の掲揚

第1節 通則

（掲揚位置）

第5条 旗章は、特別の事情のある場合のほか、定められたマスト若しくは旗ざおの最上部又はヤードに、開いて引き揚げるものとする。

（掲揚方法）

第6条 第2条第1項第3号から第14号までに掲げる旗章は、次条に定める場合を除き、同一の自衛艦等若しくは短艇又は建物においては、序列の最上位のもの又は最上級者に対するもののみを掲げるものとする。

第7条 自衛艦等においては、第2条第1項第3号から第8号までに掲げる旗章（統合作戦司令官旗を除く。）（以下「内閣総理大臣旗等」という。）と指揮官旗とを同時に掲揚することができる。この場合においては、内閣総理大臣旗等のうちその序列の最上位のものと指揮官旗のうち序列の最上位のもの又は最上級者に対するものをメインマストに併揚するものとする。

（掲揚の位置の変更及び掲揚の省略）

第8条 自衛艦等又は短艇において、船体の構造その他により、旗章の掲揚が困難な場合は、指揮官は、適宜旗章の掲揚位置を変更することができる。

2 潜水艦（練習潜水艦を含む。以下同じ。）は、潜航する場合、旗章を掲揚しないことができる。

3 エアクッション艇は、艦船等の塗粧及び着標に關す

る訓令（令和 7 年防衛省訓令第 1 7 号）第 1 3 条の規定に基づき艇体外部に自衛艦旗を表す標識を施した場合、旗章を掲揚しないことができる。

（掲揚時期の統一）

第 9 条 2 隻以上の自衛艦等が同一の場所に停泊し、又は共に航海する場合の、国旗及び自衛艦旗並びに満艦飾又は艦飾の掲揚及び降下は、所在の前任指揮官の乗艦及び乗艇する自衛艦等にならうものとする。

2 2 以上の陸上の部隊又は機関が、同一の場所にある場合の国旗の掲揚及び降下は、相互に調整のうえ、斉一に行なわなければならない。

（半旗）

第 1 0 条 自衛艦等において葬送式を行う日及び陸上幕僚長又は海上幕僚長の特に定める日においては、国旗及び自衛艦旗は、半旗として掲揚するものとする。

2 半旗の掲揚及び降下は、一旦全揚した後これを行うものとする。

3 第 1 項の場合において、外国艦船が自衛艦等の近傍

に停泊しているときは、防衛大臣が、別途外交機関を通じて通報する場合のほか、所在の前任指揮官は、その旨を当該外国艦船に通報するものとする。

第 2 節 国旗の掲揚

（自衛艦の場合）

第 1 1 条 自衛艦は、次の各号に掲げるところにより、国旗を掲揚しなければならない。

(1) 停泊中にあつては、第 1 5 条第 1 項第 1 号の規定により自衛艦旗が掲揚されている間（同号ただし書の規定により自衛艦旗が掲揚される場合を除く。）、艦首の旗ざおに掲揚する。

(2) 航海中にあつては、指揮官が特に国籍を表示する必要があると認めた場合にのみメインマストに掲揚する。

2 前項第 2 号の場合において国旗と内閣総理大臣旗等又は指揮官旗とを併揚するときは、国旗は、右舷の方に掲揚するものとする。

（支援船等の場合）

第 1 2 条 乗員が常時乗り組んでいる支援船は、次の各号に掲げる期間、船尾の旗ざおに国旗を掲揚しなければならない。

(1) 停泊中にあつては、午前 8 時から日没までの時間

(2) 航海中にあつては、常時

2 乗員が常時乗り組んでいない支援船（無機力支援船及び保管船を除く。第 5 項において同じ。）及び支援船搭載艇は、乗員が乗り組んだ場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、船尾の旗ざおに国旗を掲揚しなければならない。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）第 2 条に定める国民の祝日及び自衛隊記念日にあつては、午前 8 時から日没までの時間

(2) 第 4 節又は第 5 節の規定により、第 2 条第 1 項第 3 号から第 1 3 号までに掲げる旗章を掲揚している場合

(3) 満艦飾又は艦飾を実施中の自衛艦等の近傍にある場合

(4) 儀式の場合

(5) 隊員の棺又は遺骨を移送する場合

(6) 港外を航行する場合

3 前2項の場合以外の場合であっても、指揮官が必要であると認めた場合には国旗を掲揚することができる。

4 無機力支援船にあつては、指揮官が特に必要があると認めた場合国旗を掲揚することができる。

5 支援船は、自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下「法」という。）第6章の規定に基づき行動中である場合は、停泊中においても常時、国旗を掲揚するものとする。

第3節 自衛艦旗の掲揚

（自衛艦の場合）

第13条 自衛艦は、次の各号に掲げる時間、艦尾の旗ざお（潜水艦が航海中である場合にあつては、セール上部の旗ざお）に自衛艦旗を掲揚しなければならない。

ただし、乗員が常時乗り組んでいない自衛艦にあつては、当該乗員の乗り組むときに限り掲揚するものとする。

る。

(1) 停泊中にあっては、午前 8 時から日没までの時間。

ただし、自衛隊の使用する船舶以外の船舶で旗章を掲げたものが自衛艦の近傍を航行する場合においては、旗章を識別できる間、自衛艦が外国港湾に停泊中の場合においては、必要に応じ何時でも掲揚するものとする。

(2) 航海中にあっては、常時

2 第 12 条第 5 項の規定は、自衛艦における自衛艦旗の掲揚について準用する。

(武力行使等の場合)

第 14 条 法第 76 条第 1 項の規定により出動を命ぜられた自衛艦が、武力を行使する場合には、自衛艦旗をメインマストに掲揚するものを例とする。

2 前項の規定は、自衛艦が戦闘訓練を行う場合に準用する。

(自衛艦搭載艇の場合)

第 15 条 水上にある自衛艦搭載艇は、第 12 条第 2 項

各号のいずれかに該当する場合及び同条第5項に該当する場合並びに次の各号のいずれかに該当する場合には、艇尾の旗ざおに自衛艦旗を掲揚するものとする。

(1) 儀式の場合

(2) 外国の艦船と交通する場合

(3) 外国港湾にあっては、自衛艦に係留されていない場合

(4) 法第6章の規定に基づき行動中の場合

2 前項以外の場合であっても、指揮官が必要と認めた場合には、自衛艦搭載艇が水上にある場合に、自衛艦旗を掲揚することができる。

(自衛艦搭載艇以外の短艇の場合)

第16条 自衛艦搭載艇以外の短艇は、外国の艦船と交通する場合に限り、船尾の旗ざおに自衛艦旗を掲揚することができる。

第4節 内閣総理大臣旗等の掲揚

(掲揚方法)

第17条 内閣総理大臣旗、防衛大臣旗、防衛副大臣旗、

防衛大臣政務官旗、統合幕僚長旗、陸上幕僚長旗、海上幕僚長旗又は航空幕僚長旗は、内閣総理大臣、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が公式に自衛艦等又は短艇に乗艦又は乗艇（以下「乗艦」という。）する場合、乗艦から退艦又は退艇（以下「退艦」という。）までの間、その乗艦する自衛艦等のメインマスト又は短艇の艇首の旗ざお（マストを有する短艇にあっては、マスト）に掲揚するものとする。

- 2 内閣総理大臣、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が公式に短艇で自衛艦等に乗艦するときは、短艇着艦と同時に自衛艦等に内閣総理大臣旗、防衛大臣旗、防衛副大臣旗、防衛大臣政務官旗、統合幕僚長旗、陸上幕僚長旗、海上幕僚長旗又は航空幕僚長旗を掲揚するとともに、短艇の当該旗章を降下するものとし、短艇で退艦するときは、短艇発艦と同時に短艇に内閣総理大臣旗、防衛大臣旗、防衛副大臣旗、防衛大臣政

務官旗、統合幕僚長旗、陸上幕僚長旗、海上幕僚長旗
又は航空幕僚長旗を掲揚し、自衛艦等の当該旗章を降
下するものとする。

第 5 節 指揮官旗の掲揚

（統合作戦司令官旗）

第 18 条 統合作戦司令官が、演習統裁、検閲、巡視又
は観艦式における観閲のため自衛艦等に乗艦する場合
又はその指揮下にある自衛艦等に乗艦して部隊の指揮
をとる場合においては、乗艦から退艦までの間、当該
自衛艦等に統合作戦司令官旗を掲揚するものとする。

（海将旗等）

第 19 条 海将旗又は海将補旗は、掃海隊群司令、護衛
隊群司令又は練習艦隊司令官たる海将又は海将補の乗
り組んでいる自衛艦にその階級に従い、これを掲揚す
るものとする。

2 自衛艦隊司令官、護衛艦隊司令官、航空集団司令官、
潜水艦隊司令官、地方総監、教育航空集団司令官、海
上訓練指導隊群司令、航空群司令、潜水隊群司令、艦

隊情報群司令、海洋業務・対潜支援群司令、開発隊群司令、地区総監、教育航空群司令又は通信隊群司令が海将又は海将補であるときは、当該司令部、当該地方総監部又は当該地区総監部に、その階級に従い海将旗又は海将補旗を掲揚するものとする。

- 3 陸将、海将若しくは空将又は陸将補、海将補若しくは空将補が、演習統裁、検閲、巡視又は観艦式における観閲のため自衛艦等に乗艦する場合及び前項の海将又は海将補が、その指揮下にある自衛艦等に乗艦して部隊の指揮をとる場合においては、乗艦から退艦までの間、当該自衛艦等にその階級に従い陸将旗、海将旗若しくは空将旗又は陸将補旗、海将補旗若しくは空将補旗を掲揚するものとする。

- 4 第2項の海将又は海将補が前項の規定によりその乗艦する自衛艦等に海将旗又は海将補旗を掲揚する場合は、当該司令部、当該地方総監部又は当該地区総監部の当該旗章を降下するものとする。

(代将旗)

第 20 条 代将旗は、掃海隊群司令、護衛隊群司令又は練習艦隊司令官たる 1 等海佐の乗り組んでいる自衛艦に、及び海上訓練指導隊群司令、航空群司令、潜水隊群司令、艦隊情報群司令、海洋業務・対潜支援群司令、開発隊群司令、教育航空群司令、通信隊群司令又は自衛隊海上輸送群司令が 1 佐であるときは当該司令部に、掲揚するものとする。

2 航空群司令、潜水隊群司令、海洋業務・対潜支援群司令又は自衛隊海上輸送群司令たる 1 佐が、部隊の指揮をとるため、又は検閲若しくは巡視のため、その指揮下にある自衛艦等に乗艦する場合には、乗艦から退艦までの間、その自衛艦等に代将旗を掲揚するものとし、その場合は当該司令部の当該旗章を降下するものとする。

（隊司令旗（甲）及び隊司令旗（乙））

第 21 条 隊司令旗（甲）は、護衛隊司令、海上補給隊司令、海上訓練支援隊司令、潜水隊司令、練習潜水隊司令、掃海隊司令、輸送隊司令、海洋観測隊司令、音

響測定隊司令、技術評価開発隊司令、ミサイル艇隊司令、練習隊司令又は海上輸送隊司令（以下この項において「隊司令」という。）のうち、編成上1佐をもって充てることとされている隊司令の乗り組んでいる自衛艦に、隊司令旗（乙）は、編成上2佐以下をもって充てることとされている隊司令の乗り組んでいる自衛艦に掲揚するものとする。

- 2 基地隊司令、警備隊司令又は防備隊司令が、自衛艦等に乗艦して部隊の指揮をとる場合又は検閲若しくは巡視のため、その指揮下にある自衛艦等に乗艦する場合においては、乗艦から退艦までの間、その自衛艦等に隊司令旗（甲）を掲揚するものとする。

（特別の部隊の指揮官の旗章）

第22条 法第22条第1項及び第2項の規定に基づき海上自衛隊又は自衛隊海上輸送群の使用する船舶をもって編成された特別の部隊の指揮官は、陸上幕僚長又は海上幕僚長の定めるところにより、その乗り組んでいる船舶にその階級又は職に従い、指揮官旗（長旗を

除く。)を掲揚するものとする。

(掲揚方法)

第23条 指揮官旗(長旗を除く。)は、別に定める場合又は当該指揮官が事故等によりその職務をとることができない場合を除き、常時掲揚するものとする。

第24条 第18条から第21条までの規定によりその乗り組んでいる自衛艦等に指揮官旗を掲揚すべき自衛官若しくは艦長又はその他の将又は将補である自衛官が、次の各号のいずれかに該当する場合において、公式に短艇に乗艇するときは、乗艇から退艇までの間、その階級又は職に従い、指揮官旗を掲揚するものとする。

(1) 演習統裁、検閲、巡視又は訪問の場合

(2) 着任又は離任の場合

(3) 外国の艦船又は官庁を訪問する場合

(4) 部下の短艇に乗艇して部隊を指揮する場合

2 前項の規定により短艇に指揮官旗を掲げて自衛艦等に乗艦し、又は退艦する場合その自衛艦等の指揮官旗

の掲揚及び降下の要領は、第 17 条第 2 項の規定に準ずるものとし、その自衛艦等に当該指揮官旗を掲揚しないときには、短艇着艦と同時に短艇の指揮官旗を降下し、短艇発艦と同時に再び掲揚するものとする。

(長旗)

第 25 条 個々の自衛艦等を指揮する者が、幹部自衛官である場合には、当該自衛艦等に長旗を掲揚するものとする。ただし、乗員が常時乗り組んでいない支援船にあっては、第 12 条第 2 項及び第 5 項の規定に基づき国旗を掲揚する場合に限り掲揚するものとする。

第 26 条 第 2 条第 1 項第 7 号から第 13 号までの旗章を掲げる幹部自衛官以外の幹部自衛官が公式に短艇に乗艇して外国の艦船又は官庁を訪問する場合には、長旗を掲揚するものとする。

(指揮官旗の掲揚位置)

第 27 条 指揮官旗は、自衛艦にあってはメインマスト
(潜水艦にあってはセール後部の揚旗線又は旗ざお)

に、短艇にあっては艇首の旗ざお（マストを有する短艇にあってはマスト）に、陸上の部隊にあっては構内の旗ざおに掲揚するものとする。

第 6 節 前任旗の掲揚

（前任旗）

第 28 条 前任旗は、2 隻以上の自衛艦が地方総監部、地区総監部又は基地隊の所在地の港以外の港に停泊した場合において、首席指揮官の所在を明らかにする必要があるときに、その者の乗艦の前マスト最上けた右舷の方に掲揚するものとする。

第 3 章 満艦飾、艦飾及び電燈艦飾

（満艦飾又は艦飾を行う場合）

第 29 条 自衛艦及び海上幕僚長が定める支援船は、停泊中、次の各号に掲げる日の午前 8 時から日没までの時間及び海上幕僚長が特に必要と認める場合、満艦飾を行うものとする。ただし、第 7 号の場合にあっては、観艦式に参加する自衛艦又はその近傍に停泊している自衛艦等に限るものとする。

- (1) 建 国 記 念 の 日
- (2) 天 皇 誕 生 日
- (3) 憲 法 記 念 日
- (4) 海 の 日
- (5) 文 化 の 日
- (6) 自 衛 隊 記 念 日
- (7) 観 艦 式 を 行 う 日

2 前項の規定にかかわらず、満艦飾を実施する日に、
演習若しくは訓練のため特別の水域に停泊中の自衛艦
等、修理中の自衛艦等又は陸上幕僚長若しくは海上幕
僚長が構造上満艦飾を行うことが適当でないと認める
自衛艦にあっては、同項の定める時間、満艦飾に代え
て艦飾を行うものとする。

3 支援船（第1項の規定に基づき満艦飾を行う支援船
を除く。）は、停泊中乗員が乗り組んだ場合において、
第1項各号に掲げる日の午前8時から日没までの時間
及び海上幕僚長が特に必要と認めるとき、艦飾を行う
ものとする。ただし、第1項第7号の場合にあっては、

観艦式に参加する自衛艦の近傍に停泊しているときに限るものとする。

- 4 自衛艦等が満艦飾又は艦飾を行うべき際において外国艦船が本邦の港湾内又は自衛艦等の近傍に停泊している場合は、防衛大臣が別途外交機関を通じて通報する場合を除くほか、所在の前任指揮官は、自衛艦等が満艦飾又は艦飾を行う旨を当該外国艦船に通報するものとする。ただし、防衛大臣が特に必要と認めて一部の自衛艦等のみについて満艦飾又は艦飾を行う場合においては、当該自衛艦等の近傍に停泊している外国艦船に対してのみ通報するものとする。

- 5 法第6章の規定に基づき行動中の自衛艦等は、前各項の規定にかかわらず、満艦飾及び艦飾を行わない。

（満艦飾及び艦飾の方法）

第30条 満艦飾を行うときは、各マストの最上部に自衛艦旗（支援船にあつては国旗。以下この条において同じ。）を掲揚し、かつ、各マストにわたり、艦首から艦尾に信号旗を連揚するものとし、艦飾を行うとき

は、各マストの最上部に自衛艦旗を掲揚するものとする。

（外国の祝日等）

第 3 1 条 自衛艦等は、外国の港湾内又は外国艦船の近傍に停泊している場合において、祝日等のため当該国の艦船が満艦飾又は艦飾を行う旨当該国から通報を受けたときは、これにならい満艦飾又は艦飾を行うものとする。

2 自衛艦等が、外国の港湾に入港した際、祝日等のため当該国又はその他の外国の艦船が満艦飾又は艦飾を行っている場合は、前項の通報がない場合においても、満艦飾又は艦飾を行うことができる。

3 前 2 項の規定により満艦飾又は艦飾を行うときは、メインマストには、自衛艦旗又は国旗は掲揚せず当該国の旗章を掲揚するものとする。

4 前項の場合において、当該国の旗章と内閣総理大臣旗等又は指揮官旗を併揚するときは、当該外国の旗章は、右舷の方に掲揚するものとする。

(満艦飾を行う時期)

第 3 2 条 満艦飾又は艦飾を行うべき日において、その掲揚時間中に入港する自衛艦等は、入港後直ちにこれを行い、満艦飾又は艦飾を実施中の自衛艦等が出港するときは、出港準備の開始のときにこれを降下するものとする。

(錨地の変更)

第 3 3 条 満艦飾又は艦飾を実施中の自衛艦等は、満艦飾又は艦飾のまま、錨地を変更することができる。

(満艦飾又は艦飾の省略)

第 3 4 条 満艦飾又は艦飾を行うべき日において、天候その他の事情により、満艦飾又は艦飾を行うことが困難な場合は、所在先任指揮官は、艦飾をもって満艦飾に代えさせ、又は満艦飾及び艦飾を省略させることができる。

(型式の標準)

第 3 5 条 満艦飾又は電燈艦飾の型式の標準は、陸上幕僚長又は海上幕僚長が定める。

(電燈艦飾)

第 3 6 条 電燈艦飾は、国家の大典、観艦式その他陸上幕僚長又は海上幕僚長の定める場合に行うものとする。

第 4 章 雑則

(礼砲実施の場合の旗章掲揚方法)

第 3 7 条 礼砲実施の際における旗章の掲揚方法については、別に定める。

(臨機の処置)

第 3 8 条 所在の前任指揮官は、旗章に関し、この訓令に定められていない事項について国際儀礼上処置する事項が生じた場合又はこの訓令の定めによっては国際儀礼上不均衡を生ずるおそれがあると認める場合において、防衛大臣の承認を求めるいとまがないときは、国際慣例に従って臨機の処置をとることができる。

(委任規定)

第 3 9 条 この訓令の実施に関し、必要な事項は、陸上幕僚長又は海上幕僚長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 7 年 3 月 2 4 日から施行する。

(海上自衛隊旗章規則の廃止)

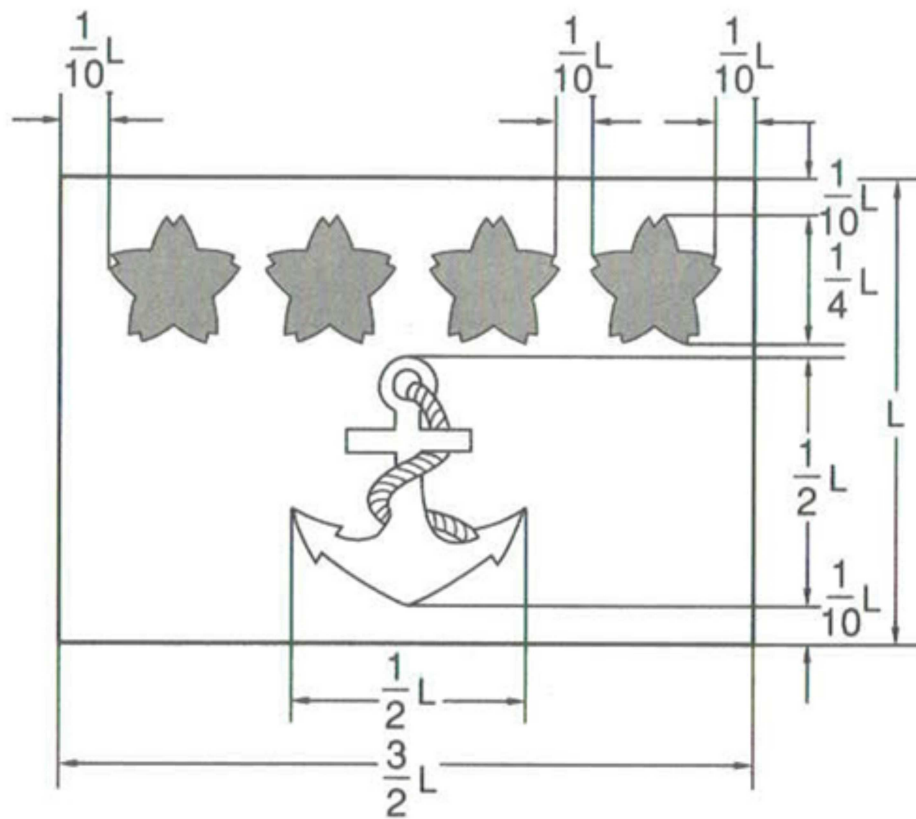
- 2 海上自衛隊旗章規則（昭和 3 0 年海上自衛隊訓令第 4 4 号。次項において「旧訓令」という。）は、廃止する。

(旧訓令の廃止に伴う経過措置)

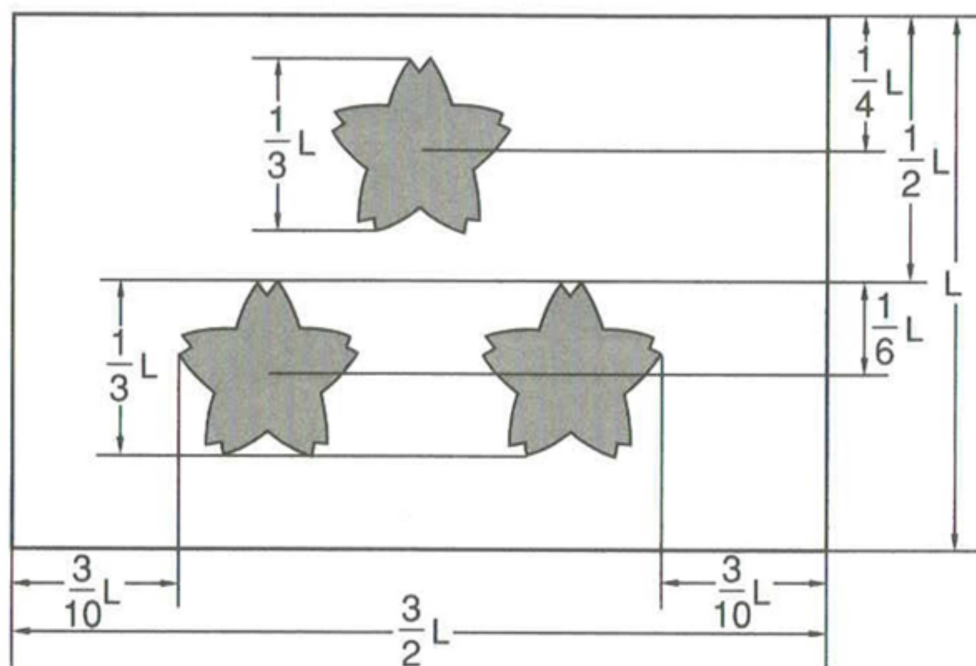
- 3 旧訓令第 2 条第 3 項、第 1 0 条第 1 項、第 3 0 条第 1 項、第 3 6 条、第 3 7 条及び第 4 0 条の規定により海上幕僚長が定めたものについては、それぞれこの訓令第 2 条第 3 項、第 1 0 条第 1 項、第 2 9 条第 1 項、第 3 5 条、第 3 6 条及び第 3 9 条の規定により海上幕僚長が定めたものとみなす。

別 図

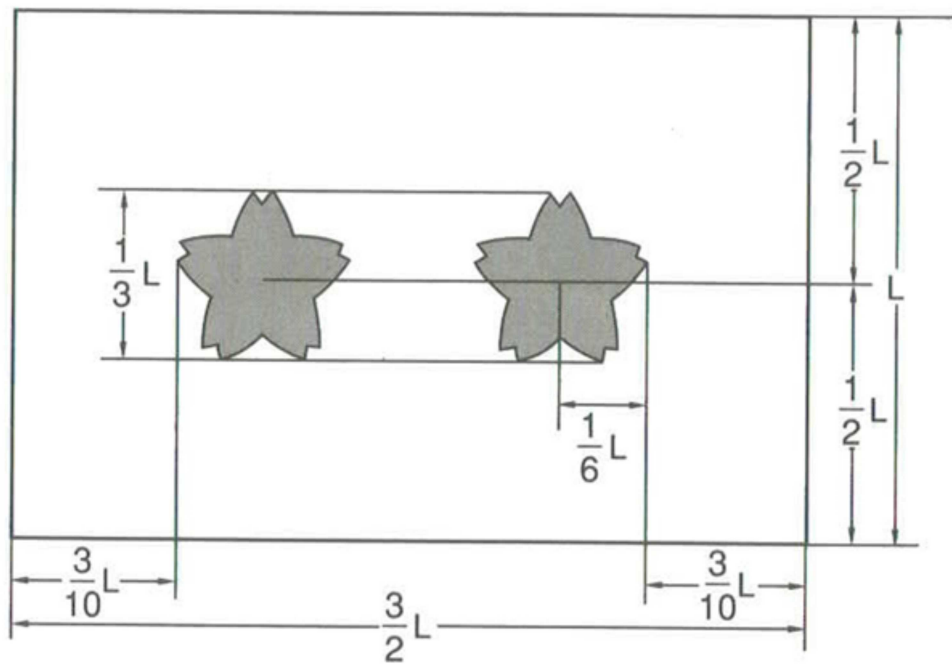
海上幕僚長旗



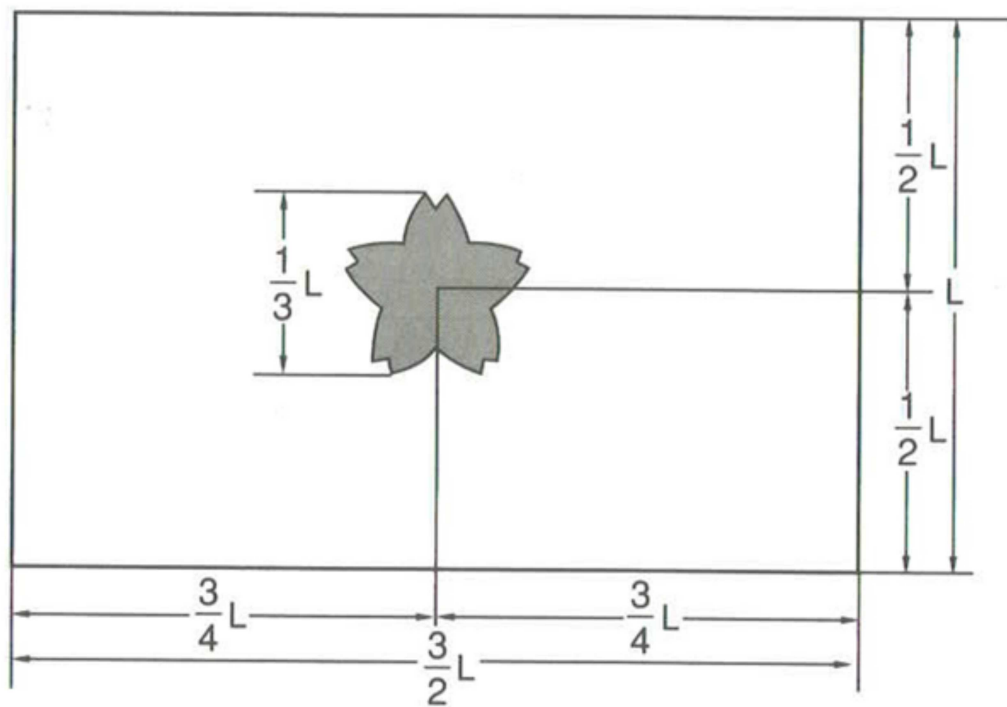
陸將旗、海將旗及び空將旗



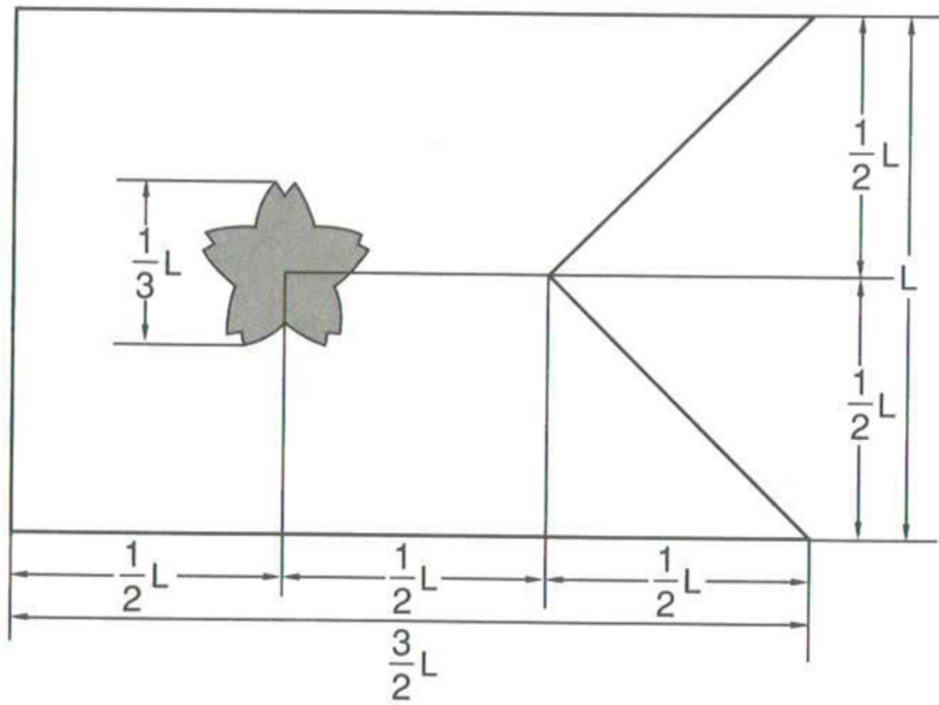
陸将補旗、海将補旗及び空将補旗



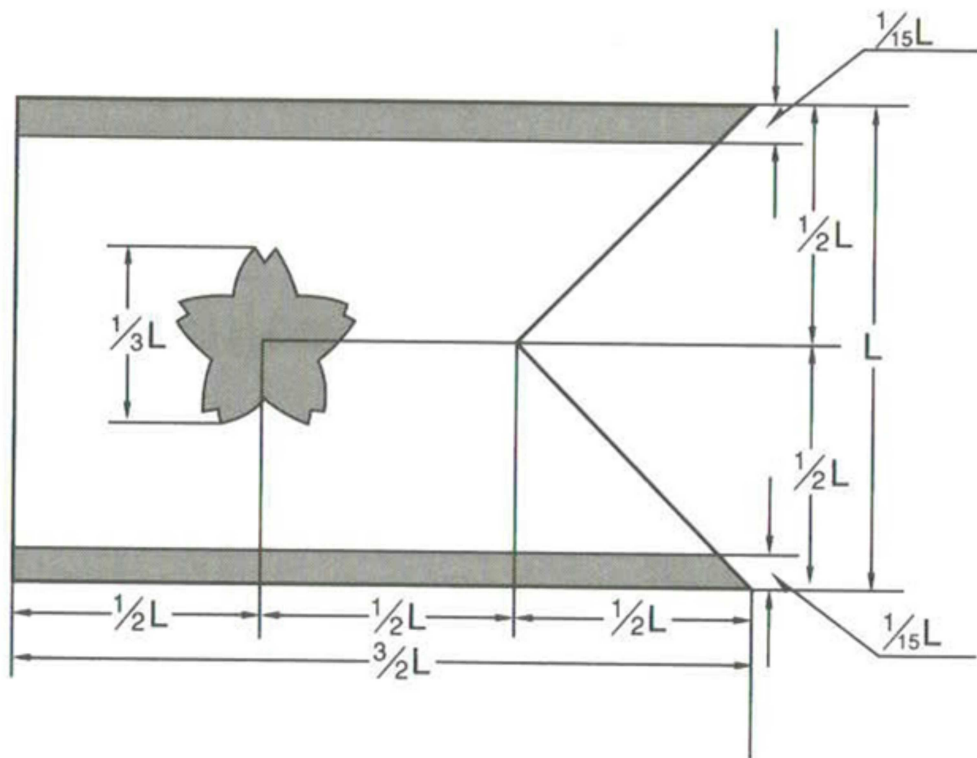
代将旗



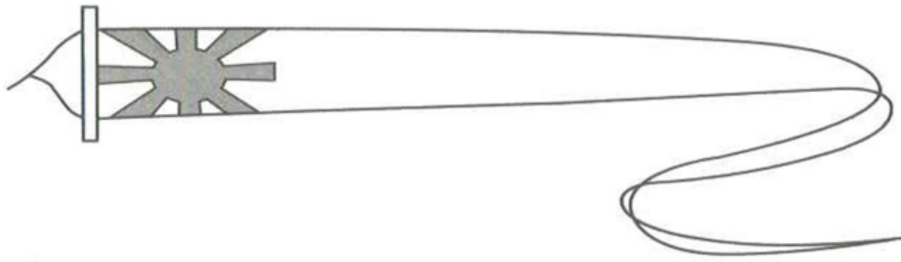
隊司令旗（甲）



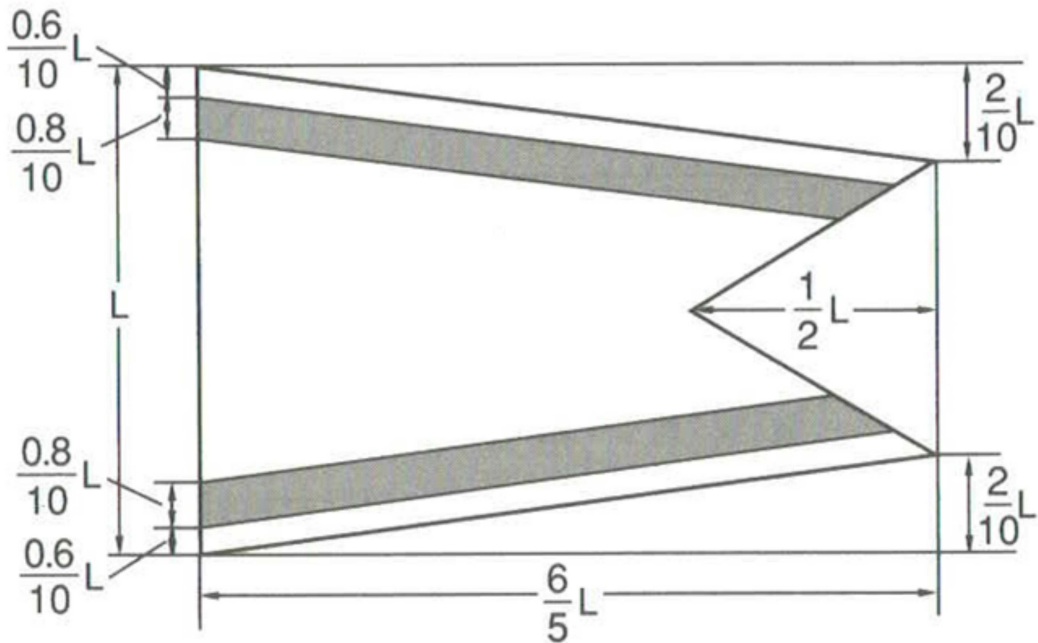
隊司令旗（乙）



長旗



先任旗



1. 寸法は、長旗を除き旗の縦の辺の長さをLとし、Lに対する倍数によって表わす。
2. 彩色は、地色を白色、アミを施した部分は紅色とし、いかり及び錨索は青色とする。
3. 長旗の制式は、次のとおりとする。
 - 横は、縦の40倍から90倍、上端に日章及び光線を附する。
 - 光線の横の長さは、縦の2分の1
 - 日章中心は、旗面の中心
 - 日章径は、縦幅の2分の1
 - 光線幅は、11度4分の1
 - 光線間隔は、33度4分の3
 - 光線数は、8線